

恒久的施設 (PE)

(1) 定義 (通達 205/2013/TT-BTC 第 11 条 1.2.1)

恒久的施設とは、事業の一部または全部を行う外国法人の拠点である。以下の3つの要件をすべて満たす場合、恒久的施設と認められる。

- ・ ベトナムに建物、オフィス、建物またはオフィス・建物の一部、車両や機器などの施設を有する。
- ・ 施設が継続的に維持されていること。施設の継続性とは必ずしも地理的な位置によって判断されるものではない。
- ・ 企業がこの施設を通じて一部またはすべての事業活動を行うこと。

(2) 例 (通達 205/2013/TT-BTC 第 11 条 1.2.2)

- ・ 企業のベトナムにおける次のような機能：事務局、支社（法律事務所の支社、外国オフィスの支社、たばこ会社の支社、銀行の支社等）、オフィス（商業契約を締結・交渉するのを認可される駐在員事務所を含む）、工場、鉱山、石油やガス井、商品を転送する倉庫、天然資源の探査・採掘の場所、またはベトナムにおける天然資源の探査・開発のために使用される機器・施設。
- ・ 3ヶ月または6ヶ月以上（特定の契約の場合）に渡る建設、組立および取り付け。またはこれらに関する監視活動。
- ・ 建築現場、住宅・道路・橋・下水道の建設、パイプライン・掘削・浚渫の設置および据付を含む建設・据付プロジェクト。期間（3ヶ月または6ヶ月）は請負業者がオフィスを設立、建設設計の計画などのベトナムの建設の準備を開始する時から全体建設プロジェクトの完成・移転するまでであり、プロジェクト中止にかかる期間も含む。
- ・ 前記建設・据付プロジェクトに参加する国の下請業者で前記 1.2.1 で述べたすべての条件を満たす場合。
- ・ 企業がスタッフまたは関連者を通じて 12ヶ月間に 183日を超えてベトナムでコンサルティングサービス等のサービスを提供すること。なお、サービスの性質により、12ヶ月間に6カ月以上延長できないものについては前記 1.2.1 で述べたすべての条件を満たすこと。
- ・ 企業がベトナムにおける仲介代理・委任代理・その他の代理人を通じ、全部あるいは大部分の事業活動を行っていること。
- ・ 企業がベトナムにおける関連者に対し、以下の権限与えること
 - a) 企業または当該関連者の名前において企業に義務および権利が帰属する、あるいは事業に関する契約を継続的に交渉・締結する権限
 - b) 契約を交渉・締結する権限はないが、定期的に企業を代表し、ベトナムに商品を供給する権限

以上